

# 定 款

1982年 2月 3日 会社設立  
2015年 12月 1日 改定  
2016年 12月 19日 改定  
2017年 2月 28日 改定  
2017年 6月 26日 改定  
2017年 12月 4日 改定  
2018年 8月 27日 改定  
2020年 10月 1日 改定  
2022年 6月 29日 改定  
2024年 6月 27日 改定  
2025年 2月 1日 改定

TANAKEN株式会社

# 定 款

## 第 1 章 総 則

### (商号)

第 1 条 当会社は、TANAKEN 株式会社と称する。  
英文では TANAKEN Inc. と記載する。

### (目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 解体工事の施工、施工監理並びにコンサルティング
2. 土木工事の設計、施工並びに施工監理
3. 建築工事及び内外装工事の設計、施工並びに施工監理
4. とび・土工工事の施工並びに施工監理
5. 建築用資材及び建設機械の販売並びに輸出入
6. 建設機械のリース業
7. 産業廃棄物の収集、運搬及び処理業
8. 土地・建物の売買、賃貸、管理及びその仲介
9. 土地・建物の有効利用に関する企画、調査、設計
10. 土地の測量及び造成等の開発行為
11. 前各号に附帯する一切の業務

### (本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

### (公告の方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

### (機関の設置)

第 5 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

## 第 2 章 株 式

### (発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、30,720,000 株とする。

### (単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

### (単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

### (株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

### (株式取扱規程)

第 10 条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第 3 章 株 主 総 会

#### (招集)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

#### (定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

#### (招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### (決議の方法)

第 14 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって決する。

#### (議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

#### (株主総会議事録)

第 16 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

#### (電子提供措置等)

第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容で

ある情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第 4 章 取締役および取締役会

##### (取締役の員数)

- 第 18 条 当会社の取締役は 3 名以上 10 名以内とする。

##### (取締役の選任)

- 第 19 条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
2. 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

##### (取締役の任期)

- 第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役または他の在任取締役の任期の満了すべきときまでとする。

##### (取締役会の招集および議長)

- 第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときには、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役がこれに代わる。
2. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前に各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
  3. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 22 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(代表取締役および役付取締役)

第 23 条 当会社に、社長 1 名を、必要に応じて取締役会長、専務取締役および常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により、取締役の中から選定する。

2. 社長は当会社を代表する。
3. 社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を選定することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 25 条 取締役会の議事録は、法令の定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役はこれに記名押印または電子署名する。

(報酬)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項については、法令および定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

### (監査役の員数)

第 29 条 当会社の監査役は 4 名以内とする。

### (監査役の選任の方法)

第 30 条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

### (監査役の任期)

第 31 条 監査役の任期は選任後 4 年内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。  
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。

### (報酬等)

第 32 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって、これを定める。

### (常勤の監査役)

第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

### (監査役会の招集通知)

第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  
2. 監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

### (監査役会の決議方法)

第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

### (監査役会の議事録)

第 36 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監

査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第 37 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第 38 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

## 第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 39 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 40 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 41 条 当会社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 42 条 当会社は、剰余金の配当その他会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 43 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第44条 剰余金の配当がその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。